

といふのにリンクが貼つてあるPDFもあるんですけれども、なかなかそれが表に出でていなくて、そこだけのホームページを見ている人は、ほら、日本人に対しては書いていないからほかの民族に關してもいいんだみたいに言つていらっしゃる方

もいるのがすぐ残念なので、このホームページも是非、附帯決議にある大前提ですね、いかなる国籍、民族、日本人に対してもいけないんだという、その前提が分かりやすく前の方にしっかり記載されるように、形に出るよう、是非ホームページの記載をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(菊池浩君) お答えいたします。
法務省の人権擁護局のホームページにおきましては、委員御指摘のとおり、ヘイトスピーチに焦点を当たした啓発活動という特集ページを設けまして、ヘイトスピーチについて一般の方々にも分かりやすい説明を心掛けているところでござります。

この特集ページにおきましては、ヘイトスピーチ解消法の条文と併せて附帯決議も掲載しているところでございますけれども、委員の御指摘も踏まえ、そのポイントがより一般の方々の目に触れやすいものとなるよう、改善の方策について検討したいと考えております。

○小野田紀美君 今、附帯決議に関しても載せておるというふうにおっしゃったんですが、ほかの文章は割とちゃんとテキスト起こしがされているのに、附帯決議だけリンクなんです。なので、文章として載っていない。これではなかなか見ないので、これを普通のはかのテキストの前段に、早急に改善していただくよう強くお願ひを申し上げます。

やはり、これすばらしい法律ではあるんですけども、ちょっと誤解が生まれるとちょっと偏つた法律になってしまふところが残念でございまして、アジア人であれ欧米人であれ日本人であれ誰であれ、守られるべきものであつて、この法律というのは決して特定の人間だけを守るとい

う法律ではないんだという認識を是非皆様に持つていただきたいなというふうに思います。

続きまして、再犯防止対策についてお伺いをいたします。

大臣所信でも、犯罪を行つた者の立ち直りに必要な指導、支援を適切に実施するというふうにおつしやつていただいているんですけれども、再犯防止をなぜするか、いろいろな目的がございますけれども、やはり再犯によつて新たな被害者をつくりついくという上でもこれ非常に重要でありまして、それぞのやり方で力を尽くしてください

さつてることには感謝を申し上げます。
しかししながら、ちょっとと今、解決できない問題が一点あります、これ銀行口座の問題なんです。反社会的な組織に青少年の時代とか入つていらつしやつた方は、銀行口座がずっとつくれないんですね。

最初に誤解のないように申し上げておきますけれども、私は決して反社会的な方々を擁護するつもりは全くございませんし、犯罪を犯した以上は被害者がないものがいるわけであつて、何でも構わず取りあえず許せばいいんだとか、取りあえずもうチャラにしようなんという気持ちは全くございません。

その上で、ただ、銀行というのは民間でござ

りますから、なかなか国が何年したらつくらせてあげなさいよみたいに言えないのは重々承知しているんですけれども、例えば銀行をつくるときに、新たに口座の特約みたいな規約が最初にあって、遮断のための取組として、反社会勢力に属していたことなどを理由に口座の開設を拒絶する場合もあるとの承知しております。

他方で、金融機関において反社会勢力との関係も、個別の事案において口座の開設を認めるか否かは各金融機関において判断するものであり、その実情につき法務省としては承知していないところではございます。

現状を送る上で不自由を生じる場合、場面があつぱり、真っ当に働いていこうとすれば、お給料を振り込んでもらうためにもやはり銀行口座

が必要だと、じゃ、そういうかつて道を間違つてしまつた若者たちを雇用して、その人たちが立ち直つていくような企業を頑張つてつくろうと思つても、なかなか、じゃ会社をつくるうと思つても、もう五年たつても七年たつても十年たつてもその会社をつくるための銀行とがつくれないとかなると、それは見方によつては、やはりその被害者がいたわけで、ペナルティーがあつてしまつたときだというのは私も思いますが、ただ、これがいつまでも先が見えないままでいると、やっぱり真っ当な生活は俺には無理なんだ、もう戻るしかないといつて、また悪い流れに入つてしまつて、それがやり方で力を尽くしてください

うとを私は懸念をしております。
こういった観点から、なかなか銀行口座というものは民間のものであるので難しいと思うんですけども、再犯防止、立ち直りの観点から、法務省さん始め関連の方々、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけたらと思います。

○政府参考人(西山寧爾君) 犯罪をした者等の再犯防止に当たりましては、社会復帰後も地域社会において安定した生活を送れるようになります必要があり、そのためには就労や住居の確保が重要でありますところ、一般に就労などの社会生活を送る上で銀行口座が必要な場面もあるものと認識しております。

他方で、金融機関において反社会勢力との関係も、個別の事案において口座の開設を認めるか否かは各金融機関において判断するものであり、その実情につき法務省としては承知していないところではございます。

もとより、委員も御指摘いたしましたけれども、現在、入国する上で、ビザを取つたりする上で国管理における健康状態の確認についてお伺いをさせていただきたいと思います。

現在、入国する上で、ビザを取つたりする上でも、健康状態をあらかじめ書類などで確認をする対象というはどういう在留資格でしょうか。その中に留学生は含まれているのか、留学生ビザは含まれているのか、お答えください。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えいたします。
出入国在留管理厅においては、現行制度上、在留資格のうち特定技能、それとあと特定活

した社会生活を送ることができるようになりますう観点から、いかなる対応が可能かにつき、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○小野田紀美君 ありがとうございます。
これ本当に難しい問題だというは重々承知しております。

動の一部につきまして、在留資格認定証明書交付申請におきまして健康診断書の提出を求めておりますが、留学を含むその他の在留資格につきましてはこの資料の提出は求めていない現状にござります。

○小野田紀美君 特定技能に関しては入管法改正のときも自民党内の議論でこれずっとと言われていて、しっかりと、例えば最近、感染症の問題もございまして、ワクチンをどうしているんだとか、しっかりと水際で公衆衛生を守つていく対策を取りなければいけないんじやないかといふのは、すつと議論されていたんですねけれども、この在留資格認定証明書交付の申請のときに健康状態が良好であることを証明する資料の提出を求めているということなんですが、この検査の項目、どういうものをチェックして入ってきていただいているのかというのをもうちょっと細かく教えてください。

○政府参考人(高嶋智光君) 検査項目、どういう項目について検査を受け、書類を提出することになつてあるかといふ御質問でございますが、一般的な健診の項目に加えまして、胸部エックス線検査、また、そのエックス線検査の結果、異常所見がある場合には喀痰検査の実施を求めて、活動性結核ではないことを確認する、そういう内容になつております。

○小野田紀美君 ありがとうございます。

ということは、今は特定技能に関しては結核のチェックはされているということなんですね。

これから委員会の中ではもつともつといろいろな、いや、こういふのも危ないんじやないか、こういふのもチェックした方がいいんじやないかといふふうに、当時、自見はなこ、今は政務官ですから専門的にお話をしていたんですねけれども、今後どういうものをチェック項目に入していくのかといふ、何といふんでしよう、お考えはどのようにお持ちでしようか。

○政府参考人(高嶋智光君) 特定技能制度における

ましてこのような健康状態に関する書類の提出を求めている趣旨は、あくまでも、特定技能外国人が我が国においてこの特定技能活動をする上で、して、しっかりと継続的に行うことができるます。

この活動が安定的かつ継続的に行うことができるということを確保するという、こういう観点から、健康状態が良好であることを書類化して提出させていきますが、この点につきましては、今申し上げました特定技能に係る活動を安定的かつ継続的に行うことを確保するという観点から、検査項目の追加が必要性及び検査項目として追加できるかどうかを、追加するとした場合に、送り出し国における検査体制はどういうふうに構築すべきかといふことを検討していく必要があります。

出入国在留管理庁としましては、感染症対策をしてまいりたいと考えているところでござります。

○小野田紀美君 しっかりととした検討をよろしくお願いします。

ということで、留学ビザなんですよ。留学生には今それをやつていないということで、この留学生に対する入国の水際の感染症対策であるとか健康チェックといふのはどのようにこれからやつていかが。やはりやらなくてはいけないといふに私は強く思つてゐるんですけど、お考えを改めてお聞かせください。

○政府参考人(高嶋智光君) 先ほどお答えしましたとおり、留学生については現在やつております。

ただ、昨年の十一月にまとめられました外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の中で、我が国に中長期滞在することになる外国人に対しては、我が国への入国前に自國において結核スクリーニングを受けるなど、感染症対策の取組を進めることができます。これが今問題になつていて、これ一年ほど前の記事でそれとも、プレジデンツ・オンラインでしたか、留学ビザで日本に入つてきて、すぐに高額療養を受けると。要は、日本に入つてきてしかチェックされないから、昔は一年間いないと国保に入れなかつたけど、今は三ヶ月で国保に入れてしまつて、留学資格に応じた活動ができるかどうか、できないのであればそういう資格をそもそも許さないといふことになります。

入国した後の在留に関しても、ちゃんとその在留資格に応じた活動ができるかどうか、できないのであればそういう資格をそもそも許さないといふことになります。

○政府参考人(高嶋智光君) 入管法の枠組みとしては、大きく、まず上陸の際に上陸許可をすらかどうか、その際、委員御指摘のような感染症、特定の感染症に罹患している場合には上陸自由が許されないといふ場合がございます。また、これは、もちろん感染症対策という意味では大事なんですけれども、それだけではなくて、日本には国民皆保険があります。これが今問題になつていて、これ一年ほど前の記事でそれとも、プレジデンツ・オンラインでしたか、留学ビザで日本に入つてきて、すぐに高額療養を受けると。要は、日本に入つてきてしかチェックされないから、昔は一年間いないと国保に入れなかつたけど、今は三ヶ月で国保に入れてしまつて、留学資格に応じた活動ができるかどうか、できないのであればそういう資格をそもそも許さないといふことになります。

委員御指摘の点につきまして、今後、その二つの入管法の大きな枠組みの中でどう捉えていくことができるのか、そういう項目を追加していくことは可能なのかということを、まさに感染症を所管している厚労省とともに考えてまいりたいと、いうふうに考えております。

○小野田紀美君 ありがとうございます。

感染症だけではないですからね。そういう治療目的のものを防ぐということをよくよく考えていただけて、留学という在留資格は多いんですよ、すごく多いんです。特定技能に比べても桁違いに多いので、その一番多い在留資格の方たちがちゃんとした資格の下に活動ができるよう、この水際対策をしっかりとやっています。

○真山勇一君 立憲・国民・新緑風会・社民の真山勇一です。どうぞよろしくお願ひします。

まず、森大臣には、所信表明で述べられたように、法をつかさどる者として責任ある務めを確實に果たしていただきけるように、まずお願ひをさせていただきたいと思います。

時間の関係で早速質問に入らせていただきますけれども、実は質問通告をしておりませんが、やはり桜を見る会について少し触れさせていただきたいんです。

来年、急に何か中止が決まつたようですが、それでも、これまで毎年開かれていたわけですね。森大臣は、毎年開かれていたその桜を見る会、参加されていましたでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) はい、参加をした年もございます。

○真山勇一君 年もございまますということなので、きっと出ていらっしゃらない年もあつたのかかもしれませんけれども。

その大臣の在任中、大臣だったときにその桜を見る会があつたときも当然あつたと思うんですねが、そのとき、その招待の中に大臣枠というようなものがありましたでしょうか。あつたとすれば、その枠で森大臣が招待をした方というのは、まあ援会などということもあるかもしませんけど、そういうことはあるんですね。

○国務大臣(森まさこ君) 桜を見る会については、各省府からの意見等を踏まえて、各界において功績、労功のあつた方々などを幅広く招待しております。招待者については、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめてい

るものと伺っております。

その上で、個々の招待者については、招待されたかどうかを含め個人情報に関する情報でありますので、従来からお答えを差し控えさせていただいているものと承知しております。

○真山勇一君 個人情報というのは、やっぱりそれは個人個人の情報になつたらいけないよというふうな質問なんですね。特にそういう個人情報とは理解できるんですけど、それを理由にして、今私が伺つたのは、その枠で招待した方が、そういう枠があるのかどうかは関係ないと思うんですけど、この辺答えていただけないでしようか。

○国務大臣(森まさこ君) 招待者については、内閣官房及び内閣府において取りまとめておりますので、私からお答えをすることはございません。

○真山勇一君 取りまとめはそつちでやつているかも知れないけれども、取りまとめをするから出してくださいといふことを私知りたかったんですけど、そういうことで、取りまとめはやつているという回答でした。

○真山勇一君 取りまとめはそつちでやつている、そしてそれが相次ぎ起こつていていうような状態があります。入管には、収容施設に大変たくさん的人が収容されているということなんですかね。も、仮放免を求めていたり、あるいは長期収容といふことに抗議しているんな問題出でています、ハンガーストライキなどということがあるんですけども。

○真山勇一君 先日の衆議院の法務委員会で初鹿議員が取り上げた、東京入管で女性の方三人がハンストをしてしまった。ところが、その隔離された部屋に監視カメラが付いていたという話、これは当然、森大臣にも初鹿議員が質問をしていると思うんですが、はつきり言えれば、着替えたりトイレをするところまで屋じやないというふうに思つんですね。カメラが一台天井に付いていれば部屋全体は見渡してしまってということで、パーテーションを付けたとか付けないとかいうことありましたけれども、こういうことが起きておりますけれども、これほど

は調査するというような答弁をされていましたように記憶するんですが、その辺の確認、調査、いかがでしょうか。何か進展ありましたか。

○国務大臣(森まさこ君) 法務省についてでござりますけど、法務省においては、法務行政に功績、労功のあつた方につき招待者の推薦名簿を作成して内閣府に提出をしているところでございました。

○真山勇一君 分かりました。まだこの問題はいろいろと調査をしている最中ですし、またいろいろと真相究明もしているので、これまでにいたいふうに思つてます。

○真山勇一君 このところ、ちょっといろんな入管をめぐつて深刻な問題が報道などでも伝えられている、そしてそれが相次ぎ起こつていていうような状態があります。入管には、収容施設に大変たくさん的人が収容されているということなんですかね。も、仮放免を求めていたり、あるいは長期収容といふことに抗議しているんな問題出でています、ハンガーストライキなどということがあるんですけども。

○真山勇一君 今年の六月ですけれども、大村の方でナイジエリア人の男性が、これはハンスト、つまり長期収容に抗議ということでハンストをしていて、結果的に死亡をしてしまつた。診断の結果はどうやら餓死ということですね。そのほかにも自殺者なんかも出ていてるわけですね。

○真山勇一君 そこからあと、今年の六月ですけれども、大村の方でナイジエリア人の男性が、これはハンストをしていて、結果的に死亡をしてしまつた。診断の結果はどうやら餓死ということですね。そのほかにも自殺者なんかも出ていてるわけですね。

○国務大臣(森まさこ君) 私からは、招待者について内閣官房及び内閣府について取りまとめでありますので、コメントする立場にございません。

○真山勇一君 なかなかその辺はつきり、どうもどこで聞いていてもはつきりしないなという感じがするんですけども。

○国務大臣(森まさこ君) 私からは、招待者について内閣官房及び内閣府について取りまとめでありますので、コメントする立場にございません。

○真山勇一君 ななかなかその辺はつきり、どうもどこで聞いていてもはつきりしないなという感じがするんですけども。

○国務大臣(森まさこ君) それともう一つ、法務省としての何か推薦の名簿、推薦枠というものは存在するのかどうかというような話があつたんですが、これについて森大臣

か。

○国務大臣(森まさこ君) 個別の事案についてお答えできないんですけど、一般論として申し上げますと、退去強制手続により収容した者のうち、保安上の事故の防止等のために特に動静に注意が必要な者については、男女を問わず監視カメラが設置された居室に収容することがござります。その際、女性の被収容者については、監視カメラの確認を含む処遇全般を女性の入国警備官が担当しております。

また、お尋ねのような監視カメラの使用に当たっては、自損行為等の異常な動静を把握するため必要な部位、すなわち上半身など最小限の部位以外はカメラに映らないようにするなど、被収容者の人権に配慮しつつ適正な処遇に努めるよう指示をし、現在そうなつていてるというふうに報告を受けております。

○真山勇一君 今まで、自損行為等の異常な動静を把握するため必要な部位、すなわち上半身など最小限の部位以外はカメラに映らないようにするなど、被収容者の人権に配慮しつつ適正な処遇に努めるよう指示をし、現在そうなつていてるというふうに報告を受けております。

○真山勇一君 今のような状態、上半身しか映らないようという状態で狭い部屋の中に監視カメラを取り付けるというのはかなり技術的に難しいとは思いますけれども、そういうことをやつておられるというのは了解をいたしました。

それからあと、今年の六月ですけれども、大村の方でナイジエリア人の男性が、これはハンストをしていて、結果的に死亡をしてしまつた。診断の結果はどうやら餓死ということですね。そのほかにも自殺者なんかも出ていてるわけですね。

○真山勇一君 こうした状況を見ていますと、先ほどの監視カメラも含めて、やっぱりその収容している人たちの人権侵害という感じも受けなくはないんですね。

○真山勇一君 こういうことについて、こうしたことが多く発生しているということを大臣御自身は認識はちゃんと持つていらっしゃるのかということと、それからそれに対する対応というのを、やっぱり相次いで起きてしまつているわけですね、対応というのについては、何かこのところはやつておられるかどうか、お願ひします。

○國務大臣(森まさこ君) 収容施設内で被収容者が亡くなつたことは重く受け止めており、大変胸を痛めています。

送還を回避する者が多数に上り、その結果、入管取容施設における収容が長期化をし、また拒食者の発生など様々な問題が生じていることについては、詳細に報告を受け、大変深刻に受け止めております。

もとより、被収容者に対しても、入管法等の法令に従い、その人権に配慮した適正な処遇をしなければならないということで、実務でも適正な処遇に努めているというふうに報告を受けておりますが、様々な状況を報告を受けて、更に適正な処遇をしっかりとさせてまいりたいと思っているところでございます。

○真山勇一君 今おっしゃった適正な処遇というのは本当に大事なことだと思うんですね。

その収容所に収容されている方というのにはいろんな理由があると思うんですね。例えば難民といふことで申請をしていて、やっぱり本国へ帰れない事情がある。帰つたら、例えば捕まっちゃつたり、場合によつては処刑されたりといったことで、そういうことから逃げている方もいらっしゃいますし、それから、今度は逆に国内に例えれば家族なんかがいて、その家族と一緒に暮らしたいということであつて、どうしても日本に在留をしたいとうふうことだと思うんですが。

こうしたことがいろいろ、人権侵害にもなるようなことがたくさんあるというのは、今収容の人たちがもうかなり増えているという状態だといふふうに思うんですね。何で増えてしまつているのかなというと、強制退去で帰国させることもできないし、かといって在留を認めるわけにもいかないということで、そうなれば当然そういう人たちがたくさんいるわけですからたまつちやう、変な言い方ですけれども、収容されるところにたまつてしまうという、そういう状況が起きていると思うんですね。それをやっぱり何とかしなくちゃいけないということはあると思うんです。

これ、管理庁からいただいた資料なんですねけれども、送還忌避被収容者の実態についてという中で、何で国内に出さないかとの説明として、大勢いる収容者の中で、かなり、有罪判決を受けていたり、それから仮放免中にも犯罪をしたりして、そういうこととまた収容されてしまつている人がいるということを理由に挙げて、その人たちが、有罪判決を受けているという人たちが全体の四三%もいるという数字が出ているんですね。もう四三%もいるから国内で在留を認めないんだというようなこの書きぶりなんですねけれども。そして、結論としては、そういう人たちは一刻も早い送還を期すべきであるというふうに書いてあるんですけどね。四三%のためにやっぱり多くの人を収容して止めちゃって、それで、今度は結論として、本来ならば人権を尊重してその人たちがどういうふうな希望を持つていてるかといふことを聞くよりも、もう帰せばいいじゃないかみたいな、そういう書き方をしているんですね。

四三%が有罪判決を受けていたと言うけれども、じゃ、残りの、五七%いるわけですよね、そういう人についてはどうなつていてるかということをが全然説明されていない。つまり、こういう人たちが国内に在留を認めれば犯罪を犯してしまふんだとぞみたいな、そういう説明になつていてるのがちょっと気になるというふうに思ふんです。やっぱり、そうじやない五七%の人がどうなのかなといふことをやつぱり説明しなくては正確じゃないといふふうに感じるんですね。

その申請者をやつぱり少なくするためには、強制送還できる方向でやつていかなくちやいけないということを最近盛んに管理庁なんかも説明されていますし、法務省内に入管政策懇談会というのがあつて、そここの専門部会 最近発足しまして、その中で、送還に当たつては事情をしつかりと聞いた上で、ということがあるんですが、そういうことをなしに、もうとにかく帰してしまえみたいな方向に改正が今進むんではないかといふふうに言われています。専門部会の結論がそんな方向にど

うやら進んでいるということを心配しているといふ動きもあるわけです。
その辺の、送還の動きということで減らすといふことをちょっと大臣伺いたいと思います。
○政府参考人(高鶴智光君) 御質問の中で御指摘がありました、この部会は、御指摘のような、とにかく送還するということだけを念頭に置いて議論するものではございませんで、やはり送還が非常に、送還が困難になつてゐる収容者についてどういう問題があるのか、それでどういうふうな対策を取るべきなのかということ一般について御議論いただく、そういう場でござります。
恐らく御指摘は、例えば難民として認定されるべきような者について、きちんとそういう者については認定手続を踏むべきではないかと、場合によつては仮放免等の手続を取るべきではないか、こうしたことだと思いますが、それについては、そういう問題につきましては我々も全くそのとおりだというふうに考えておりまして、仮放免して、場合によつては在留特別許可を与えるような人間についてはかかるべき処分を柔軟にやつていただきたいと思つています。
他方で、やはり、退去強制事由というふうのが法律にしつかり定められておりますけれども、そういうもののなかで、これはどうしてもやはり帰さなくてはいけない、帰すべきであるという、そういう被収容者もいるところでござります。そういう者については、どうやって説得し、あるいはどういう手続を取つて帰つてもらうのがいいのかということについても一方で議論していただく、そういう場でございます。
○真山勇一君 私も、難民を認定して、認めて、入国を認めるということがそんなに簡単なことでないと思つております。それはそれでしつかりとやつぱりそういう調査を行うということは必要だというふうに思つてゐるんですけど。
例えば、先ほど申し上げたそのハンストで餓死

してしまったナイジエリア人の男性というのは、もう二〇一五年十一月から施設に入っているんですね。当然仮放免もあるから、出たり入ったり出たり入つたりというふうに繰り返しているということがあるわけです。それがやっぱり難しさというのはあると思うんですが、こうした状況をやはりそのまま続けているというのは、やっぱり人権問題にもなるでしょうし、私が思うには、やっぱりちょっとと人間、先ほどの監視カメラもそうだけど、余り人間としての扱いを受けてないよなどいうような感じもします。

難民というのを受け入れるというのは大変なことは分かります。でも、国際社会の中では日本はやっぱり難民鎖国と言われているわけですね。やっぱりなかなか認めないとということもあります。その辺の対応、やはり大きな社会の国際化の動きの中でこうした問題どういうふうに考えていくかというのは、これからやはりしっかりと考えていかなければいけないということの指摘を是非させておいていただきたいというふうに思います。入管の大変なこれは仕事の一つです。

さらに、もう一つ入管に絡むことでお話を伺いたいというふうに思います。

今度は技能実習生の話なんですけれども、この技能実習生についても、やっぱり本人の意にそぐわない帰国をさせられる技能実習生が以前たくさんいて問題になつた。帰りたくない、日本で働きたいのに、どういう理由でしようか、雇用主の方からも、いろいろな問題があつて、帰国しろと言われて帰つてしまふ実習生の話が随分出ました。これが実習法を改正する一つの大きなきっかけになつたというふうに私は認識しております。

これを改善するために法改正が行われたわけですが、されども、実習生が、その帰国ぎりぎりのところ、いわゆる出国のところで入国管理官がその理由を聞くということが、そういう制度があるので

るといふになつたと私理解しておるんでが、法改正後、強制的に帰されてしまう実習生がどのくらい前と比べて少くなつたのか、あるいは相変わらずなのか、それから、その理由といふのはどういふなことを実習生本人が言つているのかみたいな、そういうものの統計、まとめていうのは入管庁で取つておりますでしょうか。

○政府参考人(高嶋智光君) 委員御指摘の実習期間の途中で帰国する技能実習生に対する出国の際の意思確認でござりますが、実際にこれは空港等において出国の際、入国審査官が書面を用いて意思確認をし、その意思に反して帰国させられないことを確認しているところでございます。

ただ、お尋ねの件数でございますが、この意思確認を行つた結果や帰国を強制されている旨の申出があつた件数については、実は集計はしておりません。したがいまして、その数がどのくらいかということをお答えすることは困難でございます。

○真山勇一君 そうすると、やっぱり前に比べて、法改正のあつた前とその後とに比べてどういう状況の変化があつたのかというのは全くつかめないですね。

今のお話ですと、入国審査官が書面でちゃんとその実習生にインタビュ―というか、聞いているわけですね。そうすると、その書面、書類といふのは残つてゐるわけだから、統計を取ろうと思えば取れる。その数が何件あつた、それで理由がどういう理由かというのも分類もできるわけですが、そういうことはやつていらつしやらないということですか。

○政府参考人(高嶋智光君) 書類は、先ほど御説明いたしましたように、取つていいわけですし、また、例えば帰国を強制させられているんですね、監理団体や実習実施者に対しても帰国の経緯等は、

不正行為があるような場合には、外国人技能実習機構が調査を行うなどして必要な措置を講じているところであります。そういう措置を講じたものについては、記録は残つてはおります。

この件数等につきましては、先ほど御説明のように、数としては今把握はしていないんですけども、その公表につきましては、御指摘を踏まえていまして、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○真山勇一君 やっぱりこれすごく大事なことだと思いますんですね。改正前にそういう苦情が非常に実習生からたくさん出た。でも、その後もやっぱり実習生というのはどんどん増えていくわけですね、こちらへ入国している。

入国の方は、その監理団体とか国際研修協力機構、JITCOですね、そういったところでやっていますけれども、そういうところで実習生のいろんな不満とか不安とか心配とか聞くよということになつていて、それがうまく機能しないからということで外国人技能実習機構というようなものもつくり、さらにその辺の手当てをしているですから、やっぱり、それはきちっと実態を把握して、それなりのまとめをやっぱり発表していくだけ、先ほどあつたように、その努力を是非やつていただきたいと思います。それやらなければ、改善されたのかどうか全く分かりませんよね。

ただ、現場からは、やっぱり依然として実習生のそういう強制的に帰国をさせられてしまうといふことが相次いでいるということがあるわけですから、それを改善できたのかどうかといふことを是非、やっぱり実際にきちっとした形で示していただきなくちやいけない、まだできていなかいのか、できているのかということをですね。そういうことを示していただきたいと思います。

私は、今お伺いしたようなことを、その管理庁の問題いろいろ聞いてきて、やっぱり管理庁つて、逆に言うと、いろんな今仕事を増えていますよ

で管理庁が今年のやつと四月にスタートしたということなんですが、実態としてどうなんですか。今度は管理庁の方の問題でいうと、これまでには務省管理局では五千人余りぐらい、五千人ぐらいだったんですけどね。それが管理庁になってから五百人弱、一割、一〇%程度増えたというような事を伺っているんですけど、実際にこの私がお配した資料をちょっと見てください。真ん中の黄色の枠の枠、外国人の入国者ってこんなにうなぎ登りですね。当然、入国情務といふのは大変なわけですね。それから、下のグラフを見ていただいくと分かるように、黄色と赤の技能実習なんかもやって増えてきている。

そういう中で、管理庁という独立したところが始めたけれども、ここでやる、こういう業務をやらに、どうなんですか、私なんか、こうやつて本当に見ると、この増え方から見ると、本当にパンクしているんじゃないかという気がするんですね。それが現場にそういうことが出ているんじゃないかと思うんですが、その辺はどんなふうに感じていらっしゃいますか。

○委員長(竹谷とし子君) お時間が過ぎておりますので、答弁を簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えいたします。

御指摘のとおり、入管厅の業務は非常に増えているところでございますが、他方、御指摘いたしましたように、今年も大きな増員をいただきまして、新しく採用した者については、しっかりと研修して、できるだけ早く戦力になるよう取り組んでいるところでございます。

現場は確かに忙しいですが、皆さん士気を持つてやつてあるところでございまして、これからもしっかりと、この新しい業務を含めて、入管厅として仕事をやつてまいりたいというふうに考えております。

○真山勇一君 濟みません、一言だけ。

来年はオリンピックもありますし、ますます日本へ入る外国人が増えてくるわけですから、この

辺の対応というのはどうするか、現場でしつかりと考えていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。よろしくお願いします。

質問に入る前に、先ほど小野田委員から御質問いただきましたへイトスピーチ解消法、私、発議者でもあり答弁もさせていただいているので、その立場から申し上げますと、同法は、二条の定義、反対解釈して、書かれていないものに対しての行為が許されるというようなものでは断じてないということはまず申し上げたいというふうに思っています。

その上で、質問入らせていただきます。再犯防止についてまずお伺いします。

議員立法である再犯防止推進法、こちら私自身も関わらせていただきました、山下元大臣などとも。私も党のPTの事務局長をしておりましたので、与野党調整などもしたところであります。

それに基づいて、平成二十九年十二月に再犯防止推進計画、初めて取りまとめられました。その中で特に注目すべきなのは、七つの項目のうちの一つとして、地方公共団体との連携強化が挙げられていることであります。

犯罪をした人が地域社会に戻った後も立ち直れる、このきつかけをつくるためには、やはり自治体による継続的なサービスが必要である。私も、議論をしている過程で、党の方でもお会いした東久留米市長の野崎さん、元市長の野崎さん、保護司もされていた方なんですが、多摩地区で保護観察協会というのを組織して、人口一人七円のお金を募って保護司会の財政基盤を支えていた、こういうすばらしい自治体の取組も聞いたところであります。

こういう自治体の動きをしつかり推進していく、この地方公共団体による再犯防止の取組を推進していくことが大事であると考えます

三

○政府参考人(西山卓爾君) まず、国と地方公共

団体の連携の土台となる体制の整備が重要でありまして、法務省におきましては、昨年度から再犯防止に取り組む市町村の首長等を集めた市町村間再犯防止等推進会議を開催して、国及び市町村間に再犯防止に係るネットワークの構築を進めているところでございます。また、本年八月には、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際の参考となるよう、関係省庁の協力も得て、地方再犯防止推進計画策定の手引を作成し、全国に周知するなどしております。

さらには、法務省におきましては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、昨年度から、地域再犯防止推進モデル事業、これを実施しております。昨年度は事業期間を三年間として合計三十の地方公共団体に、また本年度は事業期間を二年間といたしまして合計七の地方公共団体にそれぞれ委託し、現在、委託先団体において高齢者や障害者に対する支援や就労支援など、地域の実情に応じた取組が実施されているところをあります。その上で、法務省としては、モデル事業を通じて得られた知見や効果的な取組について、今後、全国の地方公共団体に共有することとしております。

今後も、法務省としては、このような取組を通じ、地方公共団体が国と連携して効果的な再犯防止施策を実施できるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君　ありがとうございます。再犯防止推進法は、やはり四条、地方自治体の責務も規定したものも一つ大きな肝であるというふうに思つております。

及、推進する上では、極め

いうふうに思つております。

大臣にお伺いしたいと思うんですが、このモニタリング事業、しかしながら令和二年度をもつて終了する予定であると聞いております。モデル事業とう形ではないにいたしましても、地方公共団体が今後再犯防止の取組を推進するために、この取組を行なう地方公共団体に対しまして国としても継続的に財政的な支援をする、このようなことも必要性があるというふうに思いますが、大臣のお考をお伺いいたします。

犯罪をした者等の立ち直りのためには、地域社会に戻ったときに必要な支援を継続して受けられるようになります。住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体だからこそ、その役割は極めて重要であると考えております。

こうしたことでも踏まえ、再犯防止推進法では、國のみならず地方公共団体も再犯防止策の実施主体として位置付けておりまして、再犯防止推進計画においても地方公共団体との連携強化の取組を重点課題の一つとして掲げております。法務省等においては、先ほど事務方が答弁したとおり、平成三十年度からモデル事業を実施しておりますまことに、委託先の地方公共団体に対しては委託費を拡充していくところでござります。

もつとも、委員御指摘のとおり、このモデル事業については令和二年度をもって終了予定でございます。モデル事業終了後の国による支援の在り方については、委員の今ほどの御指摘も踏まえて、モデル事業の成果や地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、関係省庁とともにしっかりと検討いたします。

なればならないと書いてあります。この趣旨に

のつとつて、是非引き続きよろしくお願ひを申

それでは、次の質問に入らせていただきます。
被害者支援制度についてであります、ちょっとと題
題を変えておきます。

こちらについて、特に犯罪被害給付制度ござ
ります。今日は警察庁にも来ていただいているわい
であります、こちらの御案内の内で、犯罪被害
者と加害者との関係、金銭関係や男女間のトラ
ベル、その他の事情から見て給付金を支給するこ
とが社会常識に照らし適切でないと認められるとき

は適用しないという規定がございました。私、先日、ある娘さんが元交際相手に殺されてしまいました。お母様からお手紙をいただきまして、今日このメールを書いています。本当に悔しいと、どうしてあんなそばらへん娘がというような、泣きながらのお声とともに、おつしやっていたいたのがこの犯罪被害者支援制度であります。先ほどの条項から考えて、一律制度であります。までは申し上げませんけど、男女間の関係ということで除外をされてしまうということでありました。しかし、娘さんはしつこく付きまとわれました。その後で殺されてしまったと、それが何でほかの人々と区別をされなければいけないのか、娘の人生はそういうものだつたんですかというようなお声でありました。

今申し上げましたが、当初恋愛関係にあつたとしても、その後の男女関係の感情のもつれから法律も強化をする方向にも来ておりますが、こういうストーカー行為に走つたり、あるいは一方的に被害者となり得ることもあるわけでありますので

○政府参考人(山田知裕君) お答え申し上げま

す。

犯罪被害者等給付金につきましては、都道府県
公安委員会が、申請に基づき、犯罪被害者と加害者
との関係や犯罪被害者の帰責事由の有無などを調査
いたしまして、その支給の可否及び額を裁定して
おります。犯罪被害者等給付金の全部又は一部
が支給されないことがあり得るところでございま
す。

原則いたしまして、犯罪被害者と加害者との
間に事実婚を含めまして婚姻関係があつたとき
犯罪被害者等給付金は支給されませんが、加害者

に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令が発せられていたなど婚姻関係が破綻していたと認められる事情がある場合には犯罪被害者等給付金は支給されることとなります。

また、原則といたしまして、犯罪被害者と加害者との間に交際関係などの密接な関係があつたときには犯罪被害者等給付金の一部が減額されるととなりますが、犯行が加害者の一方的な事由によるものであるなど、減額されることが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合には全額が支給されることとなります。

いずれにいたしましても都道府県公安委員会におきまして、個別の事案に応じ、犯罪被害者と加害者との関係や犯罪被害者の帰責事由の有無などを含め所要の事項を調査し、適切に裁定するところとしているところでございます。

○矢倉克夫君 個別の事案によるということでありましたが、要するに、そういう運用自体もやはり現場には徹底されていないと。先ほどの案内だけを見ると一律に除外されるかのような記載にのまつてありますし、そういうふうになつてゐる事

1

1

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

うことがその中で指摘されております。

その上で、これはまた引き続きしっかりと協議もしていただきたいというふうに思いますが、適切な運用を含め、一人一人の保護のために全力で当たつていただきたいことをお願いを申し上げたいというふうに思います。

時間もありませんので、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。先日できなかつた児童虐待の関係の話、質問あります。

今日は児童虐待防止推進月間であります。この件に関係しまして、平成二十七年に調査をしたあ

る調査によりますと、こういうふうに出でおりました。少年院に在院する人の六割から七割が虐待を受けた経験がある。特に、年齢層によるんで

すが、女性のある一定の年齢層は八割ぐらいが虐待を受けているというふうにも言っていたとい

うことあります。この人數というのの母数は、調査に同意をした、親も含めて同意をしていない方

の数は入っていない、だから、実際虐待を受けて

いる人はもっと多いかもしないということであ

ります。虐待といふものは、その人の人生、ず

うつとその後の人生の在り方にについていろいろ

と深い傷を残していく、大変罪深いものだとい

ます。

法務省として、お尋ねしたいのは、やはりそ

傷を癒やすために何ができるとお考えになつてい

るのか、まずはお尋ねをしたいというふうに思

ります。

○政府参考人(名執雅子君) 少年院における取組

についてお答えいたします。

少年院入院後一定期間を経過して、職員との信

頼関係がある程度築かれた時点で被虐待経験を申し出る在院者もいるところでございます。委員御

指摘の平成二十七年に実施された外部研究者によ

る調査の結果については今委員からその状況を御

指摘いただいたとおりでござりますけれども、女

子少年が被虐待体験に関しても深刻であるとい

大性に感じて、子供の保護という観点から規制の

在り方というものもやはり考えなければいけないのではないか、こういうふうに思いますが、最後、森大臣に御意見をいただければというふうに思います。

○委員長(竹谷とし子君) お時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(森まさこ君) 児童ボルノは、児童の権利を著しく侵害し、その心身に将来にわたって傷を負わせるものであって、それを放置していくことは決して許されるべきではないと思つております。

児童ボルノに関する規制については、平成二十二年、議員立法により児童買春・児童ボルノ禁止法が制定され、その後も必要に応じて改正がされてまいりました。更なる規制の在り方についても様々な御意見がございまして、現在国会議員の先生方においても議論が行われているものと承知しております。

法務省としては、今後もその推移を注視するとともに、適切に対応してまいりたいと思います。

○矢倉克夫君 子供の保護という観点から、是非引き続きよろしくお願ひいたします。

法務省としては、今後もその推移を注視するとともに、適切に対応してまいりたいと思います。

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。先般に引き続いて、司法外交の積極的展開とい

うことでお聞きをしていただきたいと思います。改めて言つまでもありませんが、このグローバル化あるいは情報化がどんどん進んでもいること

うことでお聞きをしていただきたいと思います。

そこで、外国から参加される方々に、この世界一安全な国日本とそれを支える法遵守文化をどう

体感してもらうのか、お尋ねをしたいと思いま

す。

○政府参考人(山内由光君) 京都コングレスは、まさに会議に参加される世界の皆様方に我が國の

安全、安心な社会を体感していただく、あるいは法遵守の文化を、これを体感していただく絶好の機会であろうというふうに認識しております。

そこで、コングレスにおきましては、まさに安

全、安心で暮らせる社会を実現するための再犯防

止の取組あるいはこれを支える法遵守の文化などについて世界に発信するために、パネルディスカッション形式などでサイドイベント、これを複数企画しております。また、京都市内あるいはそ

そついう観点で今日もお聞きをしたいと思いま

すが、まず最初は、先般ちょっと時間の関係で積み残しになってしまいまして京都コングレスの問題について一問だけお聞きをしたいと思います。

先般お話をしましたように、この京都コング

レス、五十年ぶりに日本で開かれるわけですが、刑事司法、犯罪防止の専門家が集まって国連最大規模の国際会議が開かれるわけです。そこで京都宣言がまとめられるということになるわけです

が、これから指針になるようなすばらしいものが、決して許されるべきではないと思つております。

法務省が支える法遵守の文化というものを是非お待ちをしたいと思いますし、国民が改めて安心、安全な社会をどうつくっていくかということにもっと関心を高める、そういう機会にも是非お待ちをしたいものだと思っております。

加えて、せつかく四千とも五千とも言われる刑

事司法や犯罪防止の専門家などなどが集まる会議でもございます。世界一安全な国日本、そしてこ

れを支える法遵守の文化というものを是非体感をしてもらうことや、やはり考えてもらわなきやならないと思つます。世界一安全な国日本、そしてこ

れを支える法遵守の文化というものを是非体感してもらうことや、やはり考えてもらわなきやならないと思つます。世界一安全な国日本、そしてこ

の周辺その他で各種の施設見学、これも実施する予定でございます。

また、委員御指摘もありましたが、経済界の御協力も得まして、我が国の安全、安心な社会を支える最先端の防犯・セキュリティー技術、これなどをコングレスの会場におきまして展示をする、こういったことも予定しております。

○柴田巧君 是非是非今お話ししたことなどをやつていただきて、せっかくの機会ですから、日本

の国内で日本がこれまでやつてきた取組、あるいはこの法制度やその司法外交をアピールする絶好の機会には是非していただきたいと思います。それで、以下この後、法制度整備支援についてお尋ねをしていきたいと思いますが、これから日本にとってこの司法外交を進めていく上で一番やつぱり柱になるというか、日本らしい国際貢献と言つてもいいかもしませんが、それは法制度整備支援だと思っておりまして、この日本の支援を通じて途上国などでの法の支配が確立をされ、そして、自由や民主主義や基本的人権という普遍的な価値が浸透することによってその国の安定と発展に資する、また国際社会での交流が促されていくということは大変大きな意味を持つことでしょうし、このことは日本が国際社会において名譽ある地位を保持していくことにもつながつていくと思っております。

一九九四年からベトナムを皮切りに法制度整備支援、我が国は取り組んできたと思っております。いろんな、当初は手探りの状態もあつたと思います。いますが、二十五年という大きな節目を迎える中でいろんなことも成果を上げてきていると思っております。今十四か国ですかね、関わってきていい

ると、東南アジアを中心にやつってきたと思つておりますが、日本は自らの経験として、外国から押し付けられたというか、そのまま取り入れてもなかなか根付かないということをよく承知をしている、経験をしてきた国でありまして、その国の風習や文化や制度を生かしながらその社会の発展の

段階に合つたものにしていくという経験を自らしてきました、これが途上国などにも大変関心を呼んでる、こういったことを予定しております。

○柴田巧君 是非是非今お話ししたことなどをやつていただきて、せっかくの機会ですから、日本が進めていく大事な司法外交の柱だと

思つておりますが、これまでの歩みというか取組、大臣御自身はどのよつに評価をされていま

か、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 法務省は、関係機関と協力し、ベトナムを皮切りにアジア十か国以上の国々に対し約二十五年間にわたつて法制度整備支援を実施してまいりました。これまでに、ベトナム、カンボジア、ラオス等で我が国が起草を支援した民法が成立するなど基本法の整備を支援したほか、法令を運用する法律家などの人材育成を重視した支援を行つてまいりました。委員がおつしやる、まさに日本らしい国際貢献であると思ひます。

我が国支援は、相手国の自主性を尊重する寄り添い型の支援でありまして、こうした取組は持続的成長に寄与するものとして相手国から高く評価をされ、引き続き支援の要請を受けているところでもございます。

法制度整備支援は、法の支配の浸透のために重要な取組であるとともに、相手国との信頼関係の強化に貢献をしており、今後も司法外交の柱の一つとして位置付けて積極的に推進してまいりたい

と思います。

○柴田巧君 ありがとうございます。

今大臣もおつしやいましたように、寄り添い型の日本の法制度整備支援と言われて、これが日本の大変なことは、これから非常に高度化、多様化なんですが、これまで法制度整備支援の実務面においては、特に法務総合研究所の国際協力部などが当たつてきているわけですね。

大事なことは、これから非常に高度化、多様化する作業に対応していくためにも、これまでの、やはりその研修で使つてきた教材とか経験やそういったものをどのように整理されているのか、データベース化しているのか、これが非常に大事なことであつて、職員がたとえ異動しても、組織として、機関としてその水準を維持をしておく

高まつていていますし、そういう国々自身の法律の水準も非常に高くなつてきていますので、これまでの経験を踏まえながら、より高度な、そういうことが求められる時代になつてきましたと思つてお

ります。したがつて、それにこれから対処していくためにも、法務省自身としてまずその体制の強化やあるいは能力の向上というものが必要であろうかと思いますが、どのように取り組んでいくおつもりか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 委員御指摘のとおり、法制度整備支援については、近年、支援対象国や

分野が拡大し、支援に対するニーズが複雑化、高度化している現状にござります。こうした対象国、対象分野の拡大等に対応するために、法務省は、法制度整備支援に携わる職員の候補者等に対し人材育成研修を毎年実施をしているほか、新たに支援に携わることになつた職員に対する部内研修を実施しております。平成三十年四月には、大臣官房に国際課を設置して、法制度整備支援をより戦略的、効果的に進めていくための体制を強化をしておりまして、相手国幅広いニーズに応えられるように、引き続き法務省内の能力向上にも取り組んでまいりたいと思いま

す。

○柴田巧君 それで、ちょっと確認といいますか、これは大臣でなくてお分かりになる方で結構なんですが、これまで法制度整備支援の実務面においては、特に法務総合研究所の国際協力部など

が當たつてきているわけですね。大事なことは、これから非常に高度化、多様化なんですが、これまで法制度整備支援の実務面においては、特に法務総合研究所の国際協力部など

が、この点、もしお分かりになる方あつたらお答えいただければ幸いです。

○政府参考人(山内由光君) 研修教材でありますとかあるいは活動報告、あるいは各法総研で蓄積いたしました各種資料は、きつちし整理して保存して、次の世代といいますか、あるいは次の担当者とかにきつちし渡るようこれまで努めてまいりました。これからも努めてまいります。

○柴田巧君 ありがとうございました。

そうやつて法務省自体の体制の強化やあるいは能力の向上を更に進めていかなきやならないわけですけれども、これは法務省だけでこれから対応するということも、これ基本的にまずは難しい、不可能な話であつて、やはり国内外の機関、例えば国内では裁判所、他の省庁や日弁連や大学、あるいは民間団体、企業などの連携も更に強化をしますが、それにはどのように取り組んでいくお考えか、大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 委員御指摘のとおりでございまして、今後、国内外の関係機関との連携は不可欠でございます。

これまでに、外務省、独立行政法人国際協力機構、JICAや、専門分野の研究者、国際機関等と協力しながら法制度整備支援をしてまいりました。

例えば法務省では、二十年にわたりJICAとの共催による法整備支援連絡会を開催し、関係省庁のほか、大学等の学術機関や国際機関等の関係者が一堂に会して活動報告やパネルディスカッション等を行うことにより、関係者の連携を図つてまいりました。また、官房国際課を新設した平成三十年度からは、法制度整備支援をより積極的に推進していくため、法制度整備支援に関する戦略協議の場を設け、外務省、JICA等の関係機

関との連携を一層深めるように努めております。さらには、国連薬物犯罪事務所や国連開発計画などの国際機関に法務省職員を派遣するなどして国内外の機関とも連携を進めているところでござります。

今後とも、国内外の関係機関との連携を強化し、法制度整備支援を積極的に推進してまいりたいと思います。

○柴田巧君 それで、この法制度整備支援を更に充実強化していく上で一番最終的に大事なのは、やつぱり人の問題かなと思っております。

法制度整備支援というのはなかなか特殊な仕事でございまして、簡単に言えば、その相手国の社会や法意識を理解した上で、この日本の法律やあるいは欧米法の機能などについて、情報を相手方の理解できるような方法で提供をしていくという非常に特殊な技術といいますか、知見が求められてくると思ってますが、残念ながらそこら辺の蓄積がまだまだ十分ではないのではないかと感じますし、また、この長期専門家の場合にあっても、長期にわたってそのお仕事をしながら、帰ってきたら別のところに配置をされてしまうという例もあって、そういう意味でもなかなか人が十二分に育っていない面があるのでないかと思っています。

言葉は悪いんですが、日本の法律は知っているけれども途上国への法整備には役に立たない人がやつぱりこういう支援事業を担うことは難しいだろうと思いますと、法整備支援に関与する有能な人材を確保するためのキャリアパスの整備でありますとか、あるいは国際機関への積極的な人事交流などなど、総合的な人の育成、確保の戦略を策定しなきやならぬと思いますが、大臣の御見解をお聞きをして、これが時間で最後になると思ってますが、よろしくお願ひします。

○政府参考人(山内由光君) 法制度整備支援に係

る人材の育成についての若干事務的な話について御説明させていただきます。

委員御指摘のとおり、国際法務人材の育成と確保というものは、これは非常に重要でございまして、そういう人材を確保するためには、まずもって国際的な素養を兼ね備えた人材というのを、これを確保していく、そして育成していくことが必要であります。法務省いたしましては、研修とかそもそもその国際関係業務、これらを、オン・ザ・ジョブ・トレーニングじゃないですか、それとも、そういうものなどを通じて、まず法務省職員が国際的な素養を身に付けるようにす

ることがまず重要であろうと思っております。加えまして、あと法制度整備支援などにおいては、やつぱり我が国や法務省に求められるニーズを的確に把握した上で、関係省庁とか関係機関とも連携協力して、派遣先として適切な国とかあるいは国際機関とか、これを見極めるとともに、派遣方法をも検討して派遣していくことが重要であります。

そうした上で、委員も御指摘もされましたがあれども派遣先での活動から得た知見や経験とか、その後の法務省においてそういったものを生かせるような勤務、そういった方策がどういうものがあるか、こういうことをやつぱり検討するという取組を今現在進めているところでございまして、引き続きこういった形で人材育成とその能力強化に努めてまいりたいと思っております。

○柴田巧君 時間が来ましたので、結構です。
ありがとうございます。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

ハンセン病家族訴訟について質問をいたしました。

初めに大臣に伺いますが、大臣は、家族訴訟の原告団の皆さんからお話を伺われたこと、おありでしようか。

○国務大臣(森まさこ君) 残念ながら、ございま

るお話を伺つてきました。あの隔離政策を違憲と判断をした二〇〇一年の熊本地裁判決を経て、このハンセン病については、これいろいろ課題がありますけ

ども、判決を超える救済を含む法案が議員立法として提出をされ、まさに今日この時間、厚労委員会で審議されております。我が党としても意見を述べてきましたが、この成立に尽くしたいと思つています。

ところで、今大臣も答弁の中で述べられたように、政府は七月十二日に控訴を断念する総理談話と併せて政府声明を閣議決定し、法律上問題があるということを指摘されているんですね。その中には、例えば、偏見、差別を除去するために何をするかというのは政府に行政上の裁量があるんだ

といふことを指摘されています。その中には、行政の執行に支障を来すとまで述べております。ほかにも幾つかありますけれども、ほとんど控訴理由を並べるような声明なんですね。しかし、今後、偏見、差別を除去していくに当たってやつたと言われて、父のせいで私が苦労する、二十センチ以上近づくことができなかつた、夫から暴力を受け、病気の父親がいるのに嫁にもらつてやつたと言われて、父のせいで私が苦労する、こう思うようになつて父親を恨むようになつたと、こういう事実が顧みられることなく今日に至つておきました。私たち国会議員も率直に反省しなければならないと思います。

今年六月二十八日の熊本地裁判決は、法務大臣が偏見差別除去の義務を負うこと、そのための人権啓発活動が不十分であつたことを断じておりました。

大臣、どのような認識でしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 本年七月の内閣総理大臣談話にあるとおり、ハンセン病対策については、かつて取られた施設入所政策の下で、患者、元患者の皆様のみならず、家族の皆様に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実でございます。御指摘の判決については、法律上様々な問題があると言わ

ざるを得ないものの、筆舌に尽くし難い経験をされたハンセン病元患者の皆様、家族の皆様の御労苦に思いを致さなければならぬものと深刻に受け止めております。

○山添拓君 大臣、そうお述べになられた。政府は今回控訴を断念いたしましたし、家族の被害については、これいろいろ課題がありますけれども、判決を超える救済を含む法案が議員立法として提出をされ、まさに今日この時間、厚労委員会で審議されております。我が党としても意見を述べてきましたが、この成立に尽くしたいと思つています。

ところで、今大臣も答弁の中で述べられたように、政府は七月十二日に控訴を断念する総理談話と併せて政府声明を閣議決定し、法律上問題があるといふことを指摘されています。その中には、行政の執行に支障を来すとまで述べております。ほかにも幾つかありますけれども、ほとんど控訴理由を並べるような声明なんですね。しかし、今後、偏見、差別を除去していくに当たってやつたと言われて、父のせいで私が苦労する、二十センチ以上近づくことができなかつた、夫から暴力を受け、病気の父親がいるのに嫁にもらつてやつたと言われて、父のせいで私が苦労する、こう思うようになつて父親を恨むようになつたと、こういう事実が顧みられることなく今日に至つておきました。私たち国会議員も率直に反省しなければならないと思います。

今年六月二十八日の熊本地裁判決は、法務大臣が偏見差別除去の義務を負うこと、そのための人権啓発活動が不十分であつたことを断じておりました。

○国務大臣(森まさこ君) 今ほどお話ししましたとおりでございまして、御指摘の判決について様々な問題があるといふことに政府の談話にもござりますが、筆舌に尽くし難い経験をされたハンセン病元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、真摯に受け止めなければならないものと思つております。

法務省としては、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟原告団の皆様を始めとする当事者の皆様の御意見をしっかりと伺いながら、厚労省及び文科省とともに偏見、差別の解消に向けた取組を一層推進してまいりたいと思います。

○山添拓君 判決の指摘というは原告団の主張を受けたものですので、これは非受け止めていただきたいたと。

判決は、法務省などが行つてきた偏見除去の施

策、新聞広告だとポスターやリーフなど、あ

るいは人権作文や講演会の開催、こうしたものがあ

一定の効果があるということは認めているんです

ね。しかし、そうした啓発活動というのは、政府

がかつて行つた無らい県運動に比べれば規模も頻

度も十分でない、マスコミの利用や各住戸、各職

場に出向くような、そういう広報活動ではなかっ

たということを指摘しております。これは十分受け止めるべきだということを指摘させていただきたい。

不十分な啓発活動の下でどういう事態が起きていたのか。今日は資料をお配りしておりますが、二〇〇三年、熊本県のある温泉のホテルが国立療養所の菊池恵楓園の入所者の宿泊を拒否しました。当初はホテルに対する批判が相次ぎ、法務局も人権侵害の是正を勧告するなどいたしました。

二十件が殺到し、そのほとんどが匿名だったとい

ます。この記事には、あなたたちが一緒にお風呂に入るとぞっとします、疎外された腹いせに復讐しているとしか見えません、あなた方は税金で運営される施設で生活していますね、差別されて当然ですなどと紹介されておりますが、このほかにも口にするものはばかられるような罵詈雑言を並べるものもありました。

法務省に伺いますが、当時、法務省はどのような対応を行いましたか。

○政府参考人(菊池浩君) お答えいたします。

○政府参考人(菊池浩君) お答えいたします。

まず、御指摘の宿泊拒否の事件についての対応を申し上げます。御指摘の事件は、平成十五年十一月十八日、熊

本県内のホテルにおいて、ハンセン病の元患者の方々がハンセン病の元患者であることを理由として宿泊を拒否されたという事件でございます。

法務省の人権擁護局におきましては、重大な人

権侵犯の疑いがあると判断し、熊本地方法務局及

び東京法務局と共同で調査を行いました。そし

て、調査結果に基づいて、同年十一月二十一日、

ホテルの総支配人とホテルの経営会社につき、旅

館業法第五条等に違反するものとして検察庁に告

発する一方、重大な人権侵犯があつたとして総支

配人に對して勧告を行ふとともに、経営会社に対

しても勧告を行つたものでございます。

法務省といたしましては、この宿泊拒否事件に

關して、当事者にたゞいま申し上げたような勧告

や告発を行はほか、法務大臣の発言を公表して、

この事件が極めて遺憾な事件であることや、これ

まで以上にハンセン病問題に関する人権擁護活動

の強化に努めていきたい旨を明らかにするなどし

たところでござります。

○山添拓君 伺いましたのは、その後、自治会に

対して様々な誹謗や中傷の手紙や電話が殺到し

た、これを受けてどういう対応を行つたかという

ことなんですが。

○政府参考人(菊池浩君) お答えいたします。

ただいま申し上げたような宿泊拒否事案に対す

る対応にもかかわらず、宿泊を拒否された元患者

の方々に対し誹謗中傷があつたことは非常に遺

憾でございまして、人権擁護機関としても更なる

啓発活動の充実の必要性が痛感されたところでござります。

そこで、ハンセン病に関する偏見、差別の解消

に向けた啓発活動としては、ハンセン病に関する

知識の伝達のみならず、当事者の話を聞くことな

どによってより共感を感じてもらい、また親と子

など家族で考えるることも重要である、そういうた

めに、平成十七年度からハンセン病に

認識に基づいて、平成十七年度からハンセン病に

関する親と子のシンポジウムを開催するなど、啓

発活動の更なる強化を図つてきたところであります。

○山添拓君 そうしたシンポジウムなどが、それだけでは不十分だと判決で指摘されたということを御指摘したいと思います。

当時の自治会長は、宿泊拒否よりよほどこたえ

たと、こう述べております。ですから、根深い差

別と偏見の存在が浮き彫りになつた事件であり、

当時、人権啓発を担う法務省がどういう対応を

行つたのか改めて検証していくことが更に求めら

れる、こう御指摘をさせていただきたいと思いま

す。

教育現場でも生徒に誤った認識が広がる出来事

がありました。二〇一〇年から一三年に、福岡県

の公立小学校の先生が授業の中でハンセン病は体

が溶ける病気と説明し、誤解した児童が、怖い、

友達がかかつたら離れておきますなどと記した感

想文を恵楓園に送り、その連絡で教育委員会が事

実関係を調査したとされております。

文科省は、昨年の秋、家族訴訟で原告が提出し

た書面で初めてこの問題を知つたといいます。こ

うしたことなどがなぜ起きたのか、また、教育の現場

で正しい知識と理解を広げていくためにどのように

対策を行うのか、これを文科省に伺いたいと思

います。

○大臣政務官(佐々木さやか君) 委員がただいま

御紹介をいただきました、平成二十二年から二十

五年にかけまして、公立小学校の教員が、ハンセ

ン病は体が溶ける病気などといった誤った内容の

授業を行い、その授業を受けた児童の、怖い、う

つらないようにマスクをするなどと書かれた感想

文がハンセン病療養所に送付される、こういつ

た事案が生じたことは大変遺憾に思つております。

○山添拓君 それは是非お願いしたいと思いま

す。

法務省に伺いますが、人権擁護局として、ハン

セン病問題に特化した予算というのはこれまでな

かつたということを伺つたんですね。来年度の概

算要求には、ハンセン病に関する人権啓発活動の

拡大と記されております。これ、幾ら増額要求を

しているんでしようか。また、何に使うおつもり

でしようか。

○政府参考人(菊池浩君) お答えいたします。

応がなされたものと承知をしております。

文部科学省といたしましては、学校においてハ

ンセン病について正しい知識を持つて教育に當

たつていただくことが大変重要であると考

えております。これまで、厚生労働省作成のパ

ンフレットの活用促進などに取り組んできたとこ

ろではございますが、今般の熊本地裁判決受入れ

を受けまして、改めて各都道府県教育委員会等に

通知を发出するとともに、省内に私を座長といた

しますハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえ

た人権教育推進検討チームを設置をいたしまし

て、今般の訴訟を踏まえた人権教育を推進するた

めの具体的な検討を行つていただくでございま

す。

教育現場でも生徒に誤った認識が広がる出来事

がありました。二〇一〇年から一三年に、福岡県

の公立小学校の先生が授業の中でハンセン病は体

が溶ける病気と説明し、誤解した児童が、怖い、

友達がかかつたら離れておきますなどと記した感

想文を恵楓園に送り、その連絡で教育委員会が事

実関係を調査したとされております。

文科省は、昨年の秋、家族訴訟で原告が提出し

た書面で初めてこの問題を知つたといいます。こ

うしたことなどがなぜ起きたのか、また、教育の現場

で正しい知識と理解を広げていくためにどのように

対策を行うのか、これを文科省に伺いたいと思

います。

○大臣政務官(佐々木さやか君) 委員がただいま

御紹介をいただきました、平成二十二年から二十

五年にかけまして、公立小学校の教員が、ハンセ

ン病は体が溶ける病気などといった誤った内容の

授業を行い、その授業を受けた児童の、怖い、う

つらないようにマスクをするなどと書かれた感想

文がハンセン病療養所に送付される、こういつ

た事案が生じたことは大変遺憾に思つております。

○山添拓君 それは是非お願いしたいと思いま

す。

法務省に伺いますが、人権擁護局として、ハン

セン病問題に特化した予算というのはこれまでな

かつたということを伺つたんですね。来年度の概

算要求には、ハンセン病に関する人権啓発活動の

拡大と記されております。これ、幾ら増額要求を

しているんでしようか。また、何に使うおつもり

でしようか。

○政府参考人(菊池浩君) お答えいたします。

ハンセン病をめぐる人権啓発活動につきまし

て、今後の施策といたしまして、家族に直接焦点

を当てる活動を加えていく必要があるだろうと考

えているところでございます。

具体的には、来年一月一日、名古屋市におきましては、元患者の御家族が置かれていた境遇をも踏まえたハンセン病に関するシンポジウムを開催する予定でございます。また、来年度の予算概算要求におきましては、人権擁護関係予算といたしまして約四十億一千三百万円を要求しているところ、シンポジウム等の従来のハンセン病に関する作成経費を要求しているところでございます。この動画や冊子の作成経費の金額は約三千四百万円となつてございまます。

○山添拓君 時間ですので終わりにしたいと思いますけれども、ハンセン病の元患者や家族に対する偏見、差別というのは、これは国が助長してきたものであります。戦前戦後を通じた無理な県運動などの国策としての隔離政策によつて、偏見、差別が九十年にわたつて増幅をされてきた、だからこそ国は、その除去のために特別の手立てを取る必要があると思います。

差別、偏見の除去と損なわれた家族関係の回復、その両方にについて政治が責任を持つて臨むと、そのために、多くの当事者の皆さんからの意見も聞き取つた上で是非積極的に進めていただきたい、このことを最後に御指摘をし、お願ひもしまして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美でございました。

先日、十二日の委員会で通告しながらできなかつた選択的夫婦別姓と通称の使用、さらには難民政策についてお伺いします。今日はその三点です。

森大臣は、七日の所信表明で、来年の京都コングレスにおいて、法の支配や基本的人権の尊重といった基本的価値を国際社会において確立させるべく指導力を發揮しますと述べられ、十二日の私民政策についてお伺いします。今日はその三点です。

具体的には、来年一月一日、名古屋市におきまして、元患者の御家族が置かれていた境遇をも踏まえたハンセン病に関するシンポジウムを開催する予定でございます。また、来年度の予算概算要求におきましては、人権擁護関係予算といたしまして約四十億一千三百万円を要求しているところ、シンポジウム等の従来のハンセン病に関する人権啓発活動に加えまして、新たに、元患者の御家族に関する人権問題に焦点を当てた動画や冊子の作成経費を要求しているところでございます。この動画や冊子の作成経費の金額は約三千四百万円となつてござります。

○山添拓君 時間ですので終わりにしたいと思いますけれども、ハンセン病の元患者や家族に対する偏見、差別というのは、これは国が助長してきたものであります。戦前戦後を通じた無ら眞運動などの国策としての隔離政策によって、偏見、差別が九十年にわたって増幅をされてきた、だかんこそ国は、その除去のために特別の手立てを取る必要があると思います。

意的権力の抑制を主として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方をいうものと認識しています。さらに、法の支配とは、権力を法で拘束することによって国民の権利・自由を擁護するということを目的としておりますので、ここでいう法は形式的な法律ではなく、今御指摘のような様々な基本的な人権や基本的価値を含む内容が合理的な法を指すものと認識していますと答弁されました。

法改正が必要であるという理由は様々に示されています。戦後の大改正から長い年月が経過し、結婚や家族に関する価値観が多様化したこと、結婚改姓による不利益が大きく、民法改正を求める声が高まつたこと、法律で同姓を強制している国が日本以外に見当たらないこと、女性差別撤廃条約批准を念頭に、契機に、政府が男女平等の観点から見直し作業を行い、法制審議会が答申したと、国連機関から民法改正を繰り返し勧告されて

確かに公的に通称を認めることで不便を解消できるという考え方、意見もありますが、限りなくこの通称が可能になれば、民法上の氏というのは何なのかあるいは通称と戸籍上の氏を区別する意味があるのかという疑問もあります。

そこで、民法を所管する大臣に、民法上の氏というのをどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いします。

法務大臣の法の支配に対する御諮詢を伺い、大変心強く、また質疑を通して有意義な対応ができるものと御期待申し上げ、質問に入りたいと思います。

今日、先ほど申しました選択的夫婦別姓と通称について伺います。

安倍総理は、十月四日の所信表明演説で、「みんなちがって、みんないい。」と金子みすゞの詩の一節を引用し、新しい時代の日本に求められるのは多様性である、みんなが横並び、画一的な社会システムの在り方を根本から見直していく必要がある、多様性を認め合い、全ての人がその個性を生かすことができる、そうした社会をつくることで、少子高齢化という大きな壁も必ずや克服できるはずだと述べられました。

まさに家族の在り方についても同じだと思います。選択的夫婦別姓が認められずに戦実婚にするカップルは増えています。結婚する人の四組に一組は双方あるいは片方が再婚です。働く女性の四人に一人は通称使用をしています。子供を持たないカップルやステップファミリーなど、家族の形は多様化しています。ところが、これまで政府は、選択的夫婦別姓制度の導入の問題については、我が国の家族の在り方が深く関わるもので、国民の間にも様々な意見があることから慎重に検討すると繰り返し、夫婦別姓を認めていません。しかし、この答弁、よく見ますと理由が全く述べられていません。法改正しない根拠が示されていないということです。

いること、若い世代とりわけ改姓を余儀なくされる女性たちの賛成が圧倒的多数であることなどが挙げられます。が、同姓を法律で強制しなければならない根拠は明確に示されていません。

○政府参考人(小出邦夫君) まず事務方からお答えさせていただきます。

先日に引き続きまして、共同親権の問題、進めさせていただきます。

まず、このグラフを御覧いただきたいんです
が、(資料提示) これは人口動態統計からですけれども、親権を行なう者別に見た離婚件数及び親が離婚をした未成年の子の数の年次推移、昭和二十五年、一九五〇年から平成二十九年、二〇一七年の過去六十七年のものでござりますけれども、これを見ていただきますと、いかに近年、少し凸凹はあるんですけども、離婚の数が増えてるかと。

る事項など、子について重要な決定をしなければならないことから、離婚後の共同親権制度を採用した場合には、制度の内容次第ではそのような決定が適時にされないことで子の利益に反する事態が生ずると評価される面があると考えております。

他方で、父母が離婚した後であっても、子供にとっては父母は、父母のいずれもが親であることは変わりはございません。したがいまして、一般論としては、父母の離婚後も父母の双方が適切な形で子の養育に関わることは子供の利益の観点から非常に重要なことと考えております。

この父母の離婚後の子供の養育の在り方に關しましては、これまで申し上げたところですけれども、

そして、最新の二〇一七年、二十二万人。二十二万人と申しますと、三百六十五日、一日にそれそ五百七十人近くの子供さんが、言わば離婚で親を、片親を失う状態にあるということはどうぞいます。

されることがあるものと承知しておりますが、その際には子の利益に配慮した制度の在り方にについて議論がされることになるものと考えておるといふ

院の予算委員会で山下当時の法務大臣が、離婚に対する夫婦の間では、往々にして、感情的な対立のため、合意に至つて子供の養育や監護権に必要な合意が適時に得られないなど、子供の利益に反する事態が生ずるおそれがござります、それゆえも共同親権には慎重という回答でございましたけれども、森法務大臣の御認識はいかがでしようか。

す。 そういう中で、一番の弱者である子供が今放置された状態でございます。いずれにしろ、今の世の中親権を取っている北米あるいはヨーロッパでも一朝一夕にできたわけではありません。過去近代化の中で、数十年掛けて単独親権だったものを共同親権にということで、片方の親による子供への連れ去り、あるいは法的に刑事罰化をしてきま

て、そういう中で、先ほどの報告書、海外調査報告書にもそこで触れられております。御指摘のとおり、親が離婚をしても、子供にとつて父は父、母は母という状態は変わらないわけです。
その中で、今、共同親権に慎重な方たちの意見には、DVがあるから共同親権には反対だといふ御意見がございます。もちろん、夫婦間のDV、子供への虐待、それは海外でもあるわけですし、それ自身を厳罰化して、そして親権を制限するべき理由にしなければならないと考えております。
例えて言えれば、DVがあるから制度としての共同親権が採用できないというのは、病気になつた患者に対して、副作用があるから本来の手術やあるいは薬の処方ができないというような例えに匹敵するものではないでしようか。リスク管理最小化することはもちろん重要ですけれども、全体として命を救うのに必要な措置をせずに副作用のリスクばかりが強調されると、人々の命救うこととはできません。今一番求められている子供たちの経済的、精神的、社会的安定というのはまさにこの法的なバックをつくつていただくところにあると考えております。
という中で、今の日本の単独親権の方針でござりますけれども、ある意味で家庭や家族の状態が無法地帯化したままという解釈もできるんですけれども、この辺り、法務大臣として、民法、刑法、司法、裁判制度を所管する大臣としての役割また御認識はいかがでしょうか、森法務大臣の御意見をお伺いしたいです。
○國務大臣(森まさこ君) 委員の御指摘、大変重要であると思います。DV、そして児童虐待、これに対して無法地帯であるというような御指摘ございましたけれども、しつかりとこれは対処していくなければならぬ、と思いますので、事務官から現在の取組について説明させたいと思います。

委員からDVの点の御指摘ございました。現行法の下でも、いわゆるDV防止法に基づきまして、DV加害者に対して保護命令を出すことによって被害者の保護が図られているところでござります。

また、面会交流につきましても、DV等の問題があつて親と子供だけで面会をさせること、が子の利益に反するおそれがあるような場合には、第三者立会いの下で面会交流を認めるなどの運用もされておりと承知しております。現行法も、DV被害者者だけではなくDVの問題を抱えた父母間の子供についても一定の配慮をしているところでござります。もっとも、委員御指摘のとおり、現行法での面会交流等につきましては子の利益の観点から十分ではないという批判もあると認識しております。

先ほど申し上げました家族法制に関する研究会では、この父母の離婚後の子供の養育の在り方にについても議論がされる予定でございますが、その際には、DVがある、あるいはDVの疑いがある事案にどのように対応すべきかという点も大きな論点になると考へております。この研究会の議論に積極的に参画してまいりたいというふうに考えております。

○嘉田由紀子君 研究会でもちろん進めていただくのは大事ですけれども、今、先ほど申し上げましたように、毎日五百七十人近くの子供たちが、年間二十一万人の子供たちがかなり無法地帯の中にあるということを、その切実さを理解をしていただきたいと思います。

その中で、目黒区の船戸結愛ちゃん、義理の父親から虐待を受け命を失つてしまつて、大変痛ましい事件でございました。こういう事件が次から次と起きている。ここに、子供を虐待した実親らが刑事裁判の被告になり、また義理の親ももちろん刑事裁判の被告になり子供と接触できずにいたと、そういう中で、もう一方の実親の悲痛な声も聞こえております。共同で養育していれば、

同居する実親の経済的、社会的また心理的負担も下がり、子を、実の子をいさめることもなかつただろうと推測がでります。

このような中で、日本の家族法制度の欠陥がある意味で子供に現れているのではないでしょか。子供は親を選べません。だからこそ、親の側、大人の側が子供の立場に徹底的に寄り添った制度をつくる必要があると思つております。

共同親権制度を導入することが悲惨な虐待事件を減らせるのではないか、ここ、法務大臣の御意見、御見解はいかがでしようか、お伺いいたします。

○委員長(竹谷とし子君) 民事局長の答弁でよろしいでしようか。

○嘉田由紀子君 大臣の御答弁をお願いをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 児童虐待については、私も大臣所信で述べさせていただきましたところ、しっかりと取り組まなければいけない問題だとと思っております。厚生労働省に総合的な役割を担つていただいた上で政府全体で取り組むように決まっておりましたので、我が法務省内でも児童虐待とたたかう法務省内のプロジェクトチームを結成をいたしまして、その中で検討が始まつたばかりでございます。御指摘の委員の御意見も踏まえて、そこでしっかりと検討をしていくことを期待をしているところでございます。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

離婚後の共同親権制度、これが採用されたといつたましても、両親が離婚している以上、現実の監護は一方の親が行うことになるのが通常だと思われます。親権が共同で行使されるのは、主に大学への進学の可否あるいは医療行為に対する同意等の重要な事項の決定に関わる場面であるとも考えられます。

他方で、父母の離婚後も父母の双方が子供の養育に適切に関与することは重要であると考えておりますし、特に、実際に子供と交流をして子供の

様子を観察する機会となる面会交流を促進する、

この面会交流を促進されることは、委員御指摘のよくなきまして児童虐待を防止する観点から非常に有効なものであるというふうに法務省としても考えております。

○嘉田由紀子君 ただいまの、離婚後例えば親権になつたとしても、教育あるいは医療というところに大変狭められている、そのことが実は問題だと私は指摘をしたいと思います。既に法律に、民法の八百十九条には、離婚後は単独親権という規定があるわけです。その規定を変える必要があるだろうということを私どもは申し上げております。

しかも、単独親権でありながら、親権を付与する基準が法的にございません。例えば、アメリカのニューヨーク州などでは子供を養育する親の能力やあるいは親の心身の健康状態、そこに親のお互いに協力し合う能力、フレンドリーペアレンタルルールというようなものがござります。これはフランスあるいはドイツでもございますけれども、この辺りの基準なしに単独親権といいうものがある。そうすると、法の実務、裁判所の現場ではどうなるかというと、実は継続性の原則、これ全くルールとして原則ではないんですねけれども、法の実務上、継続性の原則といいうところで、例えば強制的に連れ去りをしたりといふところから実態をつくつていくというようなことが起きているわけでございます。

八分までという時間で、もう今日はここで時間が過ぎてしまつておりますけれども、この続きはまた次回にさせていただけたらと思います。

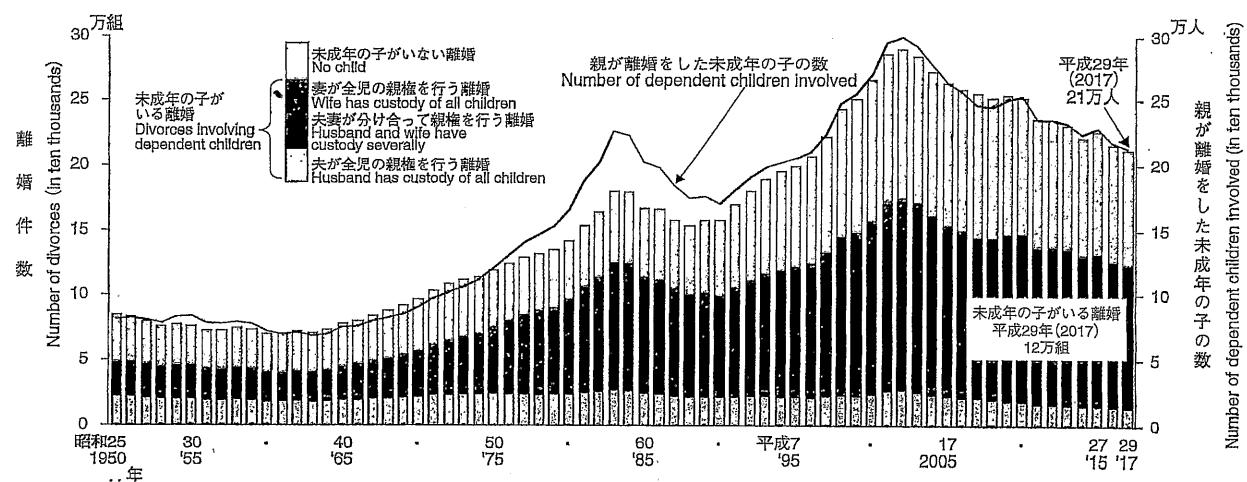
○委員長(竹谷とし子君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

〔参照〕

(嘉田由紀子委員資料)

図23 親権を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚をした未成年の子の数の年次推移—昭和25～平成29年—
Figure23 Trends in divorces by person having custody of children, and number of dependent children involved, 1950-2017



注：1)未成年の子とは、20歳未満の未婚の子をいう。

2)親権とは、未成年の子に対して有する身分上、財産上の監督、保護を内容とする権利、義務をいう。

令和元年十一月二十九日印刷

令和元年十二月一日發行

參議院事務局

印 刷 者
國立印刷局

〇